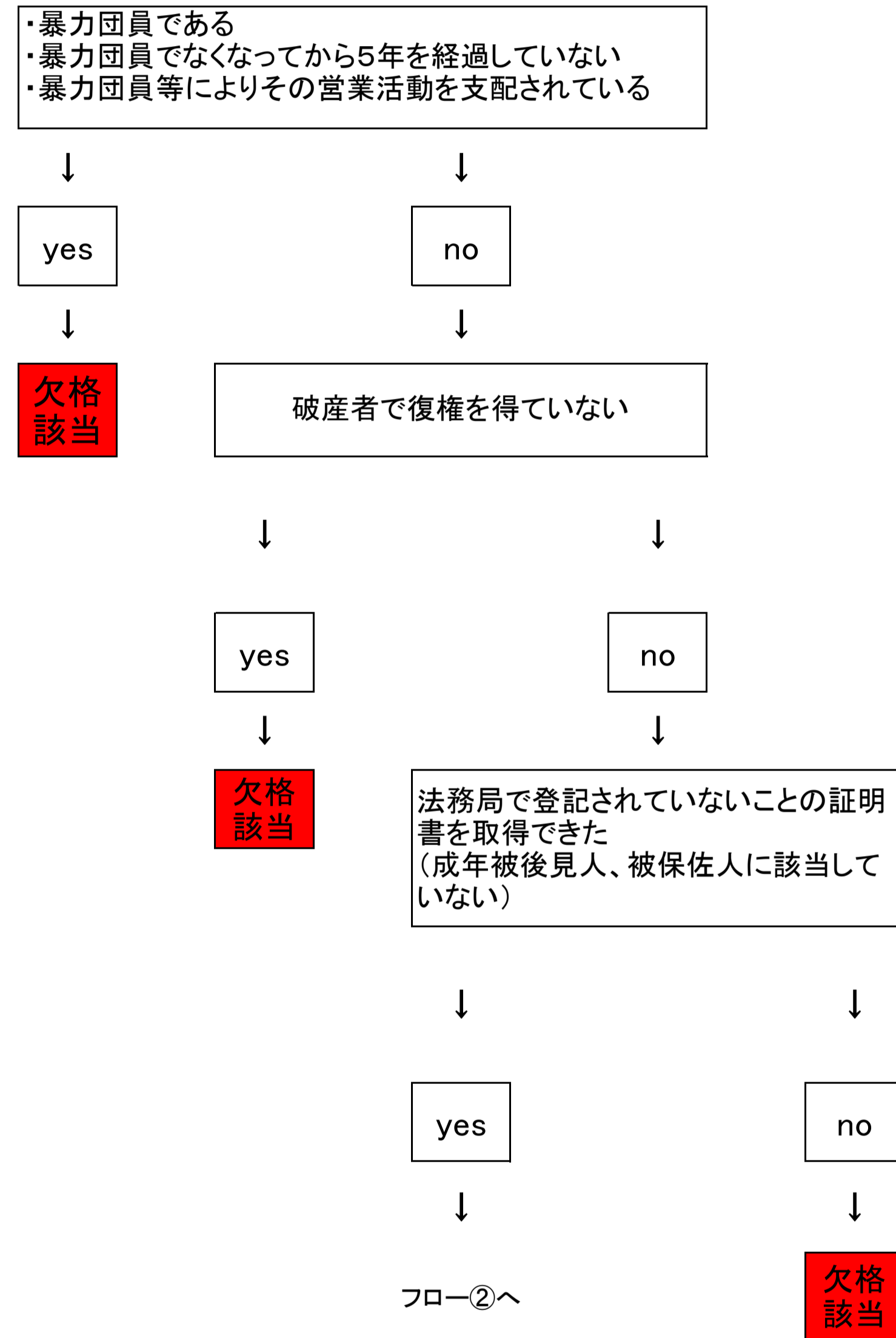


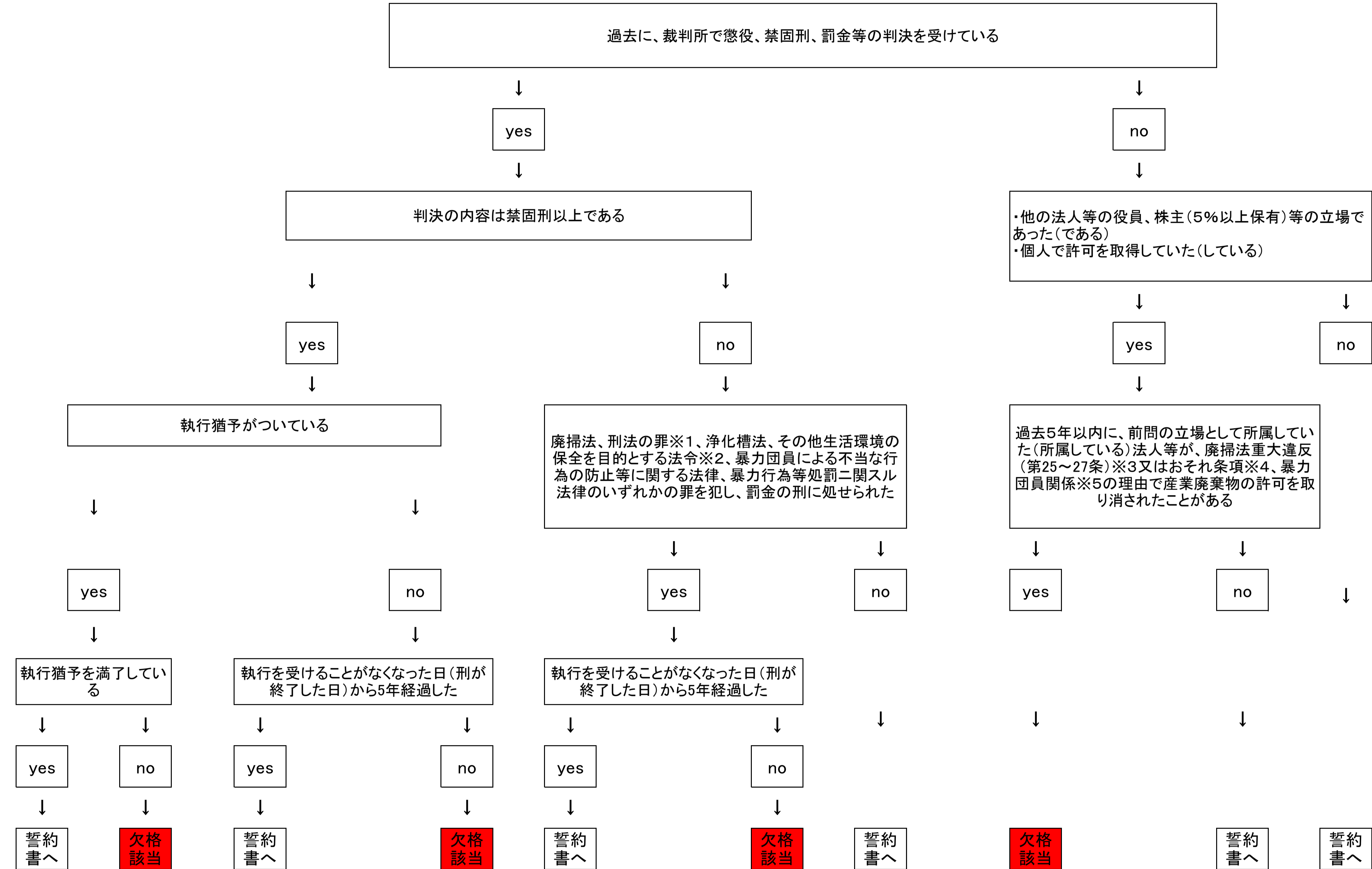
欠格要件早見表

※誓約書を記入する前に全役員、政令使用人、5%以上保有の株主の確認用としてご使用ください

欠格要件フローチャート①



欠格要件フローチャート②



※1 刑法の罪： 傷害(204条)、現場助勢(206条)、暴行(208条)、凶器準備集合及び結集(208条の2)、脅迫(222条)、背任(247条)

※2 その他生活環境の保全を目的とする法令： 大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

※3 廃掃法重大違反(第25～27条)： 野焼き等 詳しくは別紙参照

※4 おそれ条項： その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者(法律第7条第5項第4号ト)

※5 暴力団員関係 暴力団員又は脱退後5年未満、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられた、暴力団員等がその事業活動を支配する者

罰則(法第25～27条)

法第25条: 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

- 第1項 1号 一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬又は処分の業を許可なく行った者
2号 不正の手段により一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬又は処分の許可を受けた者
3号 変更の許可を受けず一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬又は処分の許可範囲外の業を行った者
4号 不正の手段により一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬又は処分の変更の許可を受けた者
5号 事業停止命令、措置命令に違反した者
6号 委託基準に違反して廃棄物の処理を他人に委託した者
7号 名義貸しの禁止に違反して他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬又は処分を行わせた者
8号 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を許可なく設置した者
9号 不正の手段により処理施設の設置許可を受けた者
10号 処理施設の①～④(①処理する廃棄物の種類②処理能力③位置、構造等の設置に関する計画④維持管理に関する計画)に関する事項を許可なく変更した者
11号 不正の手段によりの処理施設の変更の許可を受けた者
12号 環境大臣の確認を受けず、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者
13号 許可業者及びその他の環境省令で定められた者ではないのに産業廃棄物の処理を受託した者
14号 廃棄物をみだりに捨てた者
15号 廃棄物を焼却した者
16号 基準に従わず指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の保管、収集、運搬又は処分をした者
- 第2項 前項第12号、第14号及び第15号の罪の未遂は、罰する。

法第26条: 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 1号 委託基準又は再委託基準の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者
2号 改善命令に違反した者
3号 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を許可なく、譲り受け、又は借り受けた者
4号 環境大臣の許可なく国外廃棄物を輸入した者
5号 廃棄物の輸入の許可に付せられた生活環境の保全上必要な条件に違反した者
6号 第25条第1項第14号又は第15号の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者

第27条: 第25条第1項第12号の罪を犯す目的でその予備をした者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。